地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院 中期計画(案)

前文

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院(以下「当院」とする)は、国の推進する医療制度改革や、地域における社会環境の変化に対応し、今後も千葉県北東部及び茨城県鹿行地区における中核的な基幹病院としての役割を果たし、地域住民の健康の維持・増進に寄与するものである。この方針に従い、当院が今後も健全経営を維持し、「すべては患者様のために」の理念のもと、地域住民から信頼される病院として安全・安心な医療を提供していくため、市長から示された中期目標に基づき以下のとおり中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

- 第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためとるべき措置
 - 1 診療機能の充実
 - (1) 患者中心の医療の推進
 - ア 患者や家族が納得の上で治療方法を選択できるよう、インフォームド・コンセント(※1)を徹底し、患者満足度調査のインフォームド・コンセント に係る項目について、平成26年度の実績を上回るよう努める。

平成26年度実績

項目	ほぼ満足以上
病状・検査結果や治療内容などについての説明はわかりやすかったですか? (外来)	80.2%
入院時の診察、治療方針、手術などの説明に満足されましたか?	89.2%

- イ 医療を自由に選択する患者の権利を守るため、セカンドオピニオン(※2) 制度について院内掲示やパンフレット作成などにより引き続き周知する。
- ウ 先進医療、患者申し出療養(※3)等の新たな制度が導入された場合には、 その内容を十分に検討し、患者の要望に応え信頼される医療の提供に新たに 取り組む。

(2) 救急医療体制の充実・強化

- ア 365日24時間、地域の救急医療を守るため、救急搬送患者を可能な限 り受入れる体制の充実に努め、救急搬送応需率(※4)95パーセント以上 を維持する。(市外からの患者で当該市町村内に受入れ可能なものを除く。)。
- イ 地域の救急救命士の教育・研修を実施し、地域の救急救命体制との連携及 び質の向上に引き続き努める。

(3) 高度医療の確保と充実

- ア 地域の中核病院として、専門外来、各診療科の機能強化、低侵襲手術(※ 5)、最先端手術への積極的な取組み等を継続する。
- イ 手術の安全性を向上させ、患者の早期回復に資するため、手術前後の患者 の状態を総合的に管理する周術期(※6)の体制を新たに構築する。
- ウ 中期計画の期間における資金計画に基づいて、計画的な医療機器の整備を 引き続き実施する。
- (4) 5疾病に対する医療水準の向上

アがん

- ① がん診療連携拠点病院(※7)として専門的ながん医療の提供や地域のがん診療の連携協力体制を継続する。
- ② がんと診断された患者には当初から身体的症状(痛み、吐き気等)、精神的症状(不安、不眠等)等を和らげるため、多職種で構成する緩和ケアチーム(※8)による支援を継続する。
- ③ がん患者に対する相談支援を実施し、併せてピアサポーター(※9)の活用を継続する。
- ④ 地域住民に対してがんに関する講演会を開催し、がん知識の普及・啓発 に引き続き努める。

イ 脳卒中

- ① 脳梗塞急性期患者に対して経静脈的血栓溶解療法等(※10)の治療、 脳出血等の患者に対して外科的緊急手術、MRI等による画像診断等について、24時間実施できる体制を継続する。
- ② 診断・治療後の急性期リハビリテーション(※11)において入院後3 日以内の開始割合を80パーセント以上に維持するとともに、地域の医療

機関と連携して、患者が早期に自立できるよう支援を継続する。

ウ 急性心筋梗塞

- ① 急性心筋梗塞患者の診療を確実に実施するため、冠動脈カテーテル治療 (※12) 等を24時間行うことのできる体制を継続する。
- ② 診断・治療後の患者の状態に応じたリハビリテーションを実施し、患者が早期に自立できるよう支援を継続する。

工 糖尿病

- ① 多職種によるチーム医療の活性化に努めるとともに、糖尿病看護認定看護師(※13)を配置して総合的な糖尿病治療を継続する。
- ② 当院主治医と地域のかかりつけ医による2人主治医制やコーディネーターナース(※14)を導入するとともに周辺市町村の行政や保健師、ケアマネージャーとの協働により地域連携を継続し、地域全体の糖尿病管理状態の改善に引き続き努める。

才 精神疾患

- ① 近隣医療機関では対応が難しい緊急性が高く重症な精神疾患患者を受け入れる精神科救急病棟(※15)の体制を継続する。
- ② 精神科単科病院では対応が難しいクロザピン治療(※16)や身体合併 症を有した患者の治療を継続する。

平成26年度実績

クロザピン治療件数 13件

- ③ こころの問題をかかえた子どもに対して引き続き児童外来を継続する。
- (5) 災害時医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)及び感染症医療等の取組み

ア 災害時医療

- ① 様々な災害に対応する地域災害拠点病院(※17)として災害発生時に 的確な対応を実施するため、ヘリポート等必要な設備を維持し、日頃から 医師会等との連携を継続する。
- ② 災害に伴うインフラの切断等に対応するため、非常用自家発電設備の整備や井戸水等を引き続き確保する。

- ③ 災害発生時に多くの患者を受け入れ適切な医療を提供するための訓練等を実施し、迅速な対応ができる体制を継続する。
- ④ 災害派遣医療チーム(DMAT)(※18)の派遣要員の育成に引き続き努める。

イ 周産期医療

- ① 地域周産期母子医療センター(※19)として安全・安心な周産期医療 を提供し、ハイリスクな出産や合併症妊婦を積極的に受け入れる体制を継 続する。
- ② NICU(※20)及びGCU(※21)の体制を維持するとともに、 地域の周産期医療体制を充実させるため、周産期における新生児・妊婦の 救急搬送を行う体制を継続する。
- ウ 小児医療(小児救急医療を含む。)
 - ① 小児救急医療拠点病院(※22)としての体制を維持し、小児救急患者に対して高度で専門的な治療を継続する。
 - ② 小児の重症患者や慢性疾患の管理等、地域の医療機関では診療が難しい 患者を受け入れる体制を継続する。
 - ③ 小児科専属の臨床心理士(※23)や言語聴覚士(※24)を配置し、 発達障害を持つ子どもの支援を継続する。

工 感染症医療

- ① 第二種感染症指定医療機関(※25)として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要とされる感染症患者を迅速に受け入れる体制を継続する。
- ② 新型感染症(※26)等が発生した場合、速やかに対応できるよう医師 や看護師等のチーム医療が行える体制を継続する。

(6) 高齢者医療の取組み

- ア 香取海匝医療圏における認知症疾患医療センター(※27)として、行政、 地域の医療機関、医師会及び介護・福祉関係者と連携して、専門的な相談や 地域の医療・介護・福祉従事者への研修を実施し、認知症に関する普及啓発 に引き続き努める。
- イ フレイル (※28) 等の高齢者特有の疾患について、行政、地域の医療機

関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、介護・福祉施設等と 連携して転倒・転落防止対策や健康教育を新たに実施する。

(7) 医療安全対策及び院内感染防止対策の徹底

ア 医療安全対策の徹底

- ① 職員の医療安全に対する知識の向上に努めるため、医療安全研修会を継続する。
- ② 発生したインシデント(※29)及びアクシデント(※30)の報告を 引き続き徹底する。
- ③ 医療安全管理推進室は情報を収集・分析し、医療安全推進委員会(※3 1)はこれ基づいてリスクを回避する方策の立案や、対策実施後の評価等 討議を継続し、医療事故の再発防止及び予防を引き続き徹底する。
- ④ 医療事故調査制度(※32)における協力と、医療事故等が起きた場合の調査、説明、報告等の体制を引き続き徹底する。

イ 感染防止対策の徹底

- ① 定期的に院内感染対策委員会(※33)を開催し、院内感染対策の検討、 対応及び原因究明、情報収集・分析等を継続する。
- ② 院内感染対策委員会及び感染対策室が主体となり、院内の横断的活動を もって感染の発生防止や職員への啓発に努め、感染対策の基本的な考え方 及び具体的な方策についての研修会を引き続き開催する。
- ③ 結核、エイズ、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生に備え、周辺医療機関等との連携を継続する。

(8) 医療スタッフの確保と育成

ア 医師の人材確保と育成

- ① 大学医局との連携の向上に努めるとともに、必要に応じて人材紹介会社 を活用するなど4年間で指導医等の医師を10名以上新たに確保する。
- ② 新たに発足する専門医制度(※34)の専門研修基幹施設(※35)及び専門研修連携施設(※36)となり専門研修プログラムを運営する委員会を新たに設置し、後期研修医(※37)を確保する。
- ③ 実践的で幅広い知識と技術が習得できる初期研修プログラムの一層の 充実に努め、初期研修医(※38)を引き続き確保する。

- イ 看護師及び医療技術職員の人材確保
 - ① 年齢構成や必要性などを考慮した採用計画を策定し、これに基づいた計画的な採用を継続する。
 - ② 看護師等の確保・定着化を促進するため、中期計画期間中に看護師等の 宿舎のあり方について検討し、必要に応じた設置計画を新たに策定する。
 - ③ 4年制看護大学の看護学生の奨学金制度を維持し、優秀な看護師を引き続き確保する。
- ウ 医療技術及び専門性の向上
 - ① 医師、看護師、医療技術者等の技術向上のため、当地域で唯一の専門的な研修施設である地域医療支援センター(※39)を活用し、実習模型や医療機器を使った研修を継続するとともに、難易度の高い低侵襲の内視鏡手術等の技術向上のため、実際の医療機器を使った研修を継続し、専門技術の向上に引き続き努める。
 - ② 学会等の専門的な外部研修へ積極的に参加するとともに認定看護師等の職務上必要な専門資格の取得を引き続き促進する。
 - ③ 海外研修や海外からの講師を招き交流を実施し、国際的な技術や視野を 持った職員の育成に引き続き努める。
- (9) 看護師の養成と看護教員の確保
 - ア 看護学校において保健・医療・介護等の総合的な能力の習得に努めるため、 病院、訪問看護、保育所などの実践的な臨地実習やカリキュラムに基づいた 教育を継続する。
 - イ 看護学生の確保を促進するため、看護学校が主体となった中学生及び高校 生を対象とした体験学習やオープンキャンパスを引き続き実施する。
 - ウ 看護教員の総合的な能力の向上に努めるため、看護部内に看護教員の研修 修了者を一定数確保し、看護部と看護学校間の人事交流を継続する。
- (10) 法令及び行動規範の遵守
 - ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守し、院内規程の整備や倫理委員会の チェック等をつうじて、職員の行動規範と倫理に基づく適正な医療を徹底す るとともに職員向けの講習会を引き続き開催する。
 - イ 病院運営に当たり職員等は計画・立案、申請、実施、報告など当院の業務

活動、経理事務の遂行等各過程において、法や規程に沿って誠実に行動し、 当院の業務活動で得た診療データ等の取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗 用などの不正行為が行われないよう法令等を引き続き遵守する。

(11) 地域連携

- ア 地域の医療機関との連携体制を推進するため、紹介・逆紹介や検査機器等の共同利用の向上に引き続き努める。
- イ 行政、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、 介護・福祉施設等と相互の理解を深めるため、地域医療者懇談会等を継続的 に開催し、連携体制及び協力体制の強化を継続する。

2 患者等のサービスの向上

- (1) 医療の質の向上に努めるため、患者満足度調査や、投書箱等からの様々な意見により患者ニーズを速やかに把握し、改善に向けて引き続き努める。
- (2) 診療待ち時間や会計待ち時間の調査を継続的に行い、実態の分析及び改善対策を検討し、待ち時間の短縮に引き続き努める。
- (3) 接遇の向上に努めるため、引き続き新規採用職員に対するオリエンテーションにおいて接遇教育を加えるとともに、全職員を対象とした接遇講習会を引き続き定期的に開催する。
- (4) 患者に満足していただける医療を提供するため、日本病院会や全国自治体病院協議会等のQI(※40)を算出・分析し、PDCAサイクル(※41)を実施することにより、介護、福祉施設利用者等を含めたサービスの向上に引き続き努める。
- (5) 来院する患者の利便性向上に努めるため、駐車場及び各種施設・設備について、その利用状況や利便性、老朽化の状況を調査し、必要に応じて今後の整備方針を新たに策定する。

3 市の医療施策推進における役割の発揮

- (1) 市の保健・福祉行政との連携
 - ア 市の健康管理課等と連携し、各種健診や予防接種など、市民の健康維持に 引き続き寄与する。
 - イ 地域包括支援センター(※42)、地域の医療機関、介護・福祉施設等と

連携し、市民が生活していく上で必要な総合相談や支援などに引き続き協力する。

(2) 災害時における医療協力

- ア 災害時には旭市地域防災計画等に基づき、必要な対応を迅速に行うとともに、自らの判断で医療救護活動ができる体制を継続する。
- イ 市と連携した災害訓練等を継続し、災害時の連携体制の向上に引き続き努める。
- ウ 地域の大規模災害発生に備え、医薬品、災害用品、医療用器具等の備蓄を 維持する。
- (3) 市民への保健医療情報の提供・発信

医療に関する専門分野の知識を活かした講座等の開催や講師の派遣依頼に対応するとともに、広報誌やホームページを通じて医療情報を提供し、市民の健康増進に引き続き寄与する。

- (4) 介護・福祉の提供と連携
 - ア 市内の介護・福祉関係機関との意見交換会を実施し、相互の連携体制を継続する。
 - イ 当院の附属施設である、介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスを適切に運営していくとともに、老朽化に対応した新たな整備改修計画を市と協議のうえ策定する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する措置

- 1 法人としての運営管理体制の確立
 - (1) 運営管理体制の確立
 - ア 理事長のリーダーシップのもと、全職員が目標に向けて取り組んでいくため、ISO9001(※43)及び医療機能評価(※44)を引き続き活用しPDCAサイクルによる改善を徹底する。
 - イ 各部門が専門性を発揮し、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう各理事の役割分担及び責任体制を整備し、目標達成に向けた機動性の高い 運営体制を新たに構築する。
 - ウ 病院として目指すべき理念や基本方針を新たに策定するとともに、全職員

がその基本方針に向かって取り組むため、院内広報誌及び院内ホームページ 等を利用して情報を共有し、自律的な運営ができる体制を継続する。

(2) 情報管理体制の徹底

- ア 個人情報の保護に関しては、個人情報保護法、厚生労働省策定の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン、や当院の定める規程等に基づき対応するとともに、全職員が情報セキュリティの重要性を認識できるよう引き続き定期的な研修会を開催する。
- イ カルテ (診療録) やレセプト (※45) 等の医療情報の開示については、 当院の定める規程や診療録開示審査委員会(※46)の定める要綱に基づき、 引き続き適切に対応する。
- ウ マイナンバー制度(※47)等、患者や診療情報に係る新たな制度が導入 された場合には、その内容を十分に検討し法令等に留意しながら柔軟に対応 する。

2 効率的・効果的な業務運営

- (1) 効率的な業務執行体制の構築
 - ア 今後大きく変化することが予想される地域の医療需要に迅速かつ的確に対応するため、医師等の短時間勤務等、新たな制度を構築する。
 - イ 質の高い病院経営を行うため、例月の収支、患者数、病床利用率(※48) データ等の経営関係情報を理事会において管理し、効率的な業務執行に引き 続き努める。

(2) 職員の職務能力の向上

- ア 最適な医療を安全に提供するため、院内の教育研修機能を充実させ、計画 的に研修を実施することにより、医療・介護・福祉に関する専門性の向上に 引き続き努める。
- イ より高度な医療技術を習得するため、学会や研修会等への参加機会を確保 し、医療・介護スタッフ等の技能と意欲の向上に引き続き努める。
- ウ 専門的な能力を持つ事務スタッフを育成し、病院経営に関する企画・分析 カの向上に引き続き努める。

(3) 職員の就業環境の整備

ア 職員の働きやすい職場を実現するため、時間外勤務の縮減や有給休暇や介

護休暇等の取得を引き続き促進する。

- イ ストレスチェック (※49) の実施等により仕事や家庭 (家庭環境・職場の人間関係等) の不安や悩みを調査し、解消する相談体制を継続する。
- ウ ワークライフバランス (※50) に配慮した柔軟で多様な雇用形態や勤務 時間を検討し、職員が働きやすい職場環境を新たに構築する。
- エ 子育て世代の医師や看護師等が本来の業務に専念できるよう24時間の 院内保育施設・病児・病後児保育を維持するとともに、母子・父子寮を新た に整備する。

(4) 人事評価制度の充実

- ア 職員の努力が評価され、人材育成やモチベーション向上につながる業績・能力を的確に反映した人事評価制度の充実に引き続き努める。
- イ 人事評価制度の信頼性、妥当性及び納得性を向上させるため、人事評価者 研修を継続するとともに、加えて被評価者向けのアンケート調査を新たに実 施する。
- ウ 医師の年俸制度について、新たに導入を検討し、検討結果に基づき適切な 対応を実施する。

(5) 予算執行の弾力化等

- ア 患者や利用者に有益な効果をもたらす事業がある場合においては、年度間、科目間での弾力的な予算執行を新たに実施し、収入の確保につなげる。
- イ 単年度契約や複数年契約など多様な契約方法を活用し、費用の削減等を継続する。
- ウ 計画的な修繕による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理 を効率化するため、施設の整備及び管理計画を新たに策定する。

(6) 収入の確保

- ア 診療報酬改定等に適切に対応できるよう医師、医事課等関係職員への研修会を引き続き開催し、最大限の収入を確保する。
- イ DPCデータ(※51)や評価係数(※52)の分析・検討に基づく適切 な対策を引き続き実施し収入を確保する。
- ウ 平成28年度以降に公表される千葉県の地域医療構想(※53)を踏まえた当地域の計画を検討し、経営上有効と判断される施策や制度が導入された

場合には、迅速に対応する。

(7) 費用の節減

ア 後発医薬品の採用を促進し、患者の負担軽減と当院の費用節減に引き続き 努める。

- イ 業務委託については、毎年度検証を行い、費用と業務を適切に管理するよう引き続き努める。
- ウ 薬品費、診療材料費及びその他経費について、品目ごとの使用状況、調達 状況等を適切に管理し、費用の節減に引き続き努めるとともに同種・同効 能・同機能製品については統一化について検討を新たに実施する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の意識改革

職員の積極的な経営参画意識と士気を高めるため、職場における組織横断的な経営改善活動や職場改善活動への参画を促し、併せてこれらの活動結果の発表会を引き続き定期的に開催する。

2 情報の適切な提供

病院広報誌、ホームページ等により、受診案内や手術件数等の診療実績の情報 発信を積極的に実施するとともに、財務諸表や年度計画について市民の理解を深 められるよう、わかりやすい情報提供を新たに実施する。

第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算(平成28年度から平成31年度まで)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
営業収益	141, 764
医業収益	124, 797
補助金等収益	5 8 1
運営費負担金収益	7, 205
その他営業収益	9, 181

営業外収益	3,	632
運営費負担金	1,	7 6 3
その他営業外収益	1,	8 6 9
資本収入	2,	500
長期借入金	2,	500
その他資本収入		0
計	147,	8 9 6
支出		
営業費用	130,	602
医業費用	110,	4 2 4
給与費	57,	8 1 0
材料費	36,	2 9 7
経費	15,	3 9 9
研究研修費		9 1 8
一般管理費	15,	1 0 5
その他営業費用	5,	073
営業外費用	1,	6 5 8
資本支出	14,	0 9 1
建設改良費	7,	665
償還金	6,	4 2 6
その他資本支出		0
計	146,	3 5 1

備考

- 1 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。
- 2 期間中の診療報酬の改定、大幅な給与制度の改定、物価の変動等は考慮していない。

(1) 人件費の見積り

中期目標期間中の給与費として総額69,668百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費

及び退職手当の額に相当するものである。

(2) 運営費負担金の算出等

運営費負担金については、本計画期間において以下のとおりとする。

- ア 病院事業に係る普通交付税の基準財政需要額算入分及び特別交付税算入分。
- イ 既存の付帯施設である養護老人ホーム、ケアハウスに係る企業債元利償還 金及び管理運営費の一部とする。

また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に対する運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画 (平成28年度から平成31年度まで)

(単位:百万円)

区分	金額
収益の部	147, 260
営業収益	143,690
医業収益	124,684
補助金等収益	5 8 1
運営費負担金収益	7, 205
資産見返負債戻入	2, 488
その他営業収益	8, 732
営業外収益	2, 929
運営費負担金収益	1, 763
その他営業外収益	1, 166
臨時収益	6 4 1
費用の部	144, 113
営業費用	141, 530
医業費用	121, 371
給与費	58, 091
材料費	36, 221
経費	15, 735

減価償却費	10, 465
研究研修費	8 5 9
一般管理費	15, 227
その他営業費用	4, 932
営業外費用	2, 190
臨時損失	3 9 3
純利益	3, 147

備考

- 1 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。
- 2 期間中の診療報酬の改定、大幅な給与制度の改定、物価の変動等は考慮していない。

3 資金計画 (平成28年度から平成31年度まで)

(単位:百万円)

区分	金額
資金収入	147, 896
業務活動による収入	145, 395
診療業務による収入	129, 393
運営費負担金による収入	8, 968
補助金等による収入	5 8 1
その他の業務活動による収入	6, 453
投資活動による収入	0
補助金による収入	0
その他投資活動による収入	0
財務活動による収入	2, 500
長期借入による収入	2, 500
その他の財務活動による収入	0
資金支出	146, 351
業務活動による支出	132, 260
給与費支出	66, 124

材料費支出	36, 297
その他の業務活動による支出	29,839
投資活動による支出	7, 665
有形固定資産購入による支出	7, 665
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	6, 426
長期借入金の返済による支出	4 0 0
移行前地方債償還債務の償還による支出	6,026
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1, 544

備考

- 1 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。
- 2 期間中の診療報酬の改定、大幅な給与制度の改定、物価の変動等は考慮していない。

第6 短期借入金の限度額

- 1 限度額
 - 3,000,000千円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
 - (1) 賞与支給等による一時的な資金不足への対応。
 - (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の偶発的な出費への対応。
- 第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見 込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 西体育館及びつぐみ寮
- 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計 画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充て る。

第10 料金に関する事項

1 診療使用料

診療使用料は、法令等により算定した額とし、徴収する一部負担金については、 算定した額に1円未満の端数があるときは、当該1円未満の額を四捨五入して得 た額とする。

2 減免等

理事長は、特別な理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免し、又は相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

3 その他

その他の事項に関しては、理事長が別途定める事とする。

第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 中期計画期間にかかる医療機器・施設整備に関する計画

(単位:百万円)

区 分	予 定 額	財源
資本支出		
建設改良費	7, 665	設立団体からの
施設整備	8 7 6	長期借入金等
医療機器等	6, 789	
電子カルテ		
その他医療機器(CT装置等)		

2 積立金の処分に関する計画

なし